

特許諮問委員会(PPAC)が08年度報告書を公表

2008年12月8日
JETRO NY 中楨、横田

特許諮問委員会(Patent Public Advisory Committee/PPAC)¹は1日、08年度報告書を公表した²。

PPACは、99年の米国発明者保護法(特許法第5条³)によって設立され、米国特許商標庁(USPTO)の政策、目標、実績、予算及び手数料を検討し、USPTO長官に助言を与えるとともに、各年度の終了後60日以内に商務長官、大統領、上下両院司法委員会に年次報告書を提出することを任務としており、今般の報告書はこれに基づいて公表されたもの。

今般のPPACの検討は、近年の重要課題である特許の質と審査期間(滞貨)の2つに焦点が当てられており、昨今のUSPTOによる特許の質確保と滞貨解消に向けた取組について一定の評価を与えるものの、USPTOの更なる取組が今後も必要であるとして、次のPPAC会合までに具体的な計画等の提出を要望するなど、具体的取組を求める、やや厳しいものとなっている。

報告書の概要は以下のとおり⁴。

①07年度提言に係るスコアカード

PPACが07年度報告書(07年11月30日公表)において特許の質と滞貨解消に向けてUSPTOが取り組むべきとした17の提言⁵に関し、USPTOの取組と、それを受けたPPACの提案(proposal)が、スコアカードとして取りまとめられている。多くの項目が達成途上であり、具体性ある今後の取組を求めるPPACの提案となっている。

¹ 諮問委員会ウェブサイト: <http://www.uspto.gov/web/offices/com/advisory/index.html>

² 08年度報告書: http://www.uspto.gov/web/offices/com/advisory/reports/ppac_2008annualrpt.pdf

³ 同条はまた、委員任命基準として、委員を多様な利用者の利益代表と位置付け、金融・経営・労働・科学・技術及びOAの各分野における有識者を委員に含めることと規定している。委員定員は9名であり、現在の委員長(chair)はKevin Rivette氏(3LP Advisors社。元IBM社知財戦略担当副社長)。各委員の略歴は、報告書内に別添として記されている。

⁴ 報告は①07年度報告書で報告した提言に係る進捗評価(scorecard)、②USPTOが直面する危機的課題(critical issues)、③政策等に係る一般的課題、の3項目で構成。

⁵ 07年度報告書:http://www.uspto.gov/web/offices/com/advisory/reports/ppac_2007annualrpt.pdf

(表1)07年度提言に係るスコアカード(出所:PPAC08年度報告書)

2007 Recommendations Scorecard

2007 PPAC Recommendation	2008 actions taken/PPAC proposals
1. <u>Quality</u> . Create a definition of what is meant by a "quality" patent – Page 2	USPTO actions - Patent community efforts continued, while Office relied on statutory requirements as indicia/measures of quality. In FY2009, the Office intends to work jointly with the public, recognizing the difficulties in achieving a "universal" definition of a "quality patent." PPAC Proposal – Since the definition of "quality" has ramifications on all aspects of the patent examination process and on public perceptions of the Offices work we propose that the Office provide the PPAC with such a definition by February 6 th , 2009 for discussion at the Public Session of the next PPAC meeting. Quality application prosecution indicia and quantifiable metrics relating to search, examination and efficiency of office procedures when properly defined will be used by the Office to drive quality improvement efforts. Applicant quality issues should be identified and publicly discussed along with internal Office quality actions.
2. <u>Quality</u> . Adopt a unitary search system for	USPTO actions - The Office, working with colleagues from other large patent offices, composed of China's Patent

※左欄に07年度提言、右欄上部にUSPTOの取組、右欄下部にPPACの提案が記されている。

②USPTOが直面する重要課題(critical issues)

解決すべき重要課題として、4つを挙げ、それぞれの分析と新たな提言を報告。

- (1) 審査期間(滞貨)問題解消に向けた新たな包括的計画(comprehensive plan)策定
特に3年後に要処理期間⁶を18ヶ月とする目標を掲げて取り組むべきとして、精査された証拠や前提条件のもと新たな包括的プランの策定を求める。
- (2) 機械化・IT化問題(the problems in the Office of the CIO)
USPTOのIT関連システムの老朽化やIT関連への予算が十分でない点を問題視し、審査・事務処理の効率化に資するIT化を更に進展させるよう提言。
- (3) 全米規模での職員確保
全米規模での職員(審査官)確保が必要な中、在宅勤務者への週1回のUSPTOへの出勤義務と旅費の自己負担がその障害となり限定されてしまうことから、その義務の撤廃と仮想的な地域オフィス(virtual regional offices)設立を提言⁷。
- (4) USPTOの作業効率化
内部処理の改善努力も重要な課題として、特に各テクノロジーセンターの作業を解析し、統一化等の効率化を進めるよう提案。

③政策等に係る一般的課題

近年の予算増や料金収入の全額留保⁸、及び歳入額が歳出額を上回った場合に、1億ドル(100億円)を限度として、歳出上限額の引上げを可能にする条件が認められたこ

⁶ 出願から最終処分(登録又は拒絶)がされるまでの期間

⁷ 特許出願に係る居住者を州別にみた場合、シリコンバレーを擁するカリフォルニア州が最も多く、その他ニューヨーク州やワシントン州などが多い。そこで、そのような地域での職員確保(nationwide workforce)が有効であるとしている。

⁸ 料金収入の一部を他の政府予算に流用する料金ダイバージョンを防止する措置。

と等々を評価しつつ、現経済情勢下での出願件数の減少や査定率減少による歳入額の減少が見込まれることへの懸念を示すとともに、現在の料金体系が25年間も変わっていないことから現状に合わせたものへ変更すべきと指摘。

この項目では他に、PPACによるステークホルダー(利害関係者)への働きかけの取組(PPAC Outreach Initiative。後述)の紹介や国際的取組として特許審査ハイウェイ(PPH)及び5大特許庁会合の成果を高く評価し、PPHの更なる拡大等を提言している。また、2014年に審査官を8,400名とすることを目標にした新規審査官雇用と離職率低下に向けた取組(退職者へのインタビューと分析等)を提言している。

■アウトリーチ報告書(添付)の概要(Summary Outreach Report)

今般の報告書には、PPACとUSPTOが共同で開始した取組であるアウトリーチ・プログラム(PPAC Outreach)⁹の報告書の概要が添付されている。この取組は、代理人や学者、CEO、立法者、業界団体、特許権利者等のステークホルダーに対しインタビュー等を行い特許制度や政策等へのフィードバック(提案)を得ようとするものであり、07年後半から08年初めにかけて各地で多くの利害関係者から意見をj得る機会を設け、そこから短期・中長期を問わず、1,129もの提案を得て、更にそこからトップ10のトピックを抽出している¹⁰。また、PPACはこの提案を分析し、USPTOが注力すべき5つのパイロットプログラムをPPACとして提言している¹¹。

この中で注目すべき点として、審査時期を選択可能にするオプションとして様々な形の審査請求(遅延)制度(Deferred Examination)が提案され、また、PCTのようなサーチと審査を分ける制度も多数提案されているとした上で、PPACは審査請求(遅延)制度のアイデアを条件付で評価し¹²、USPTOに対し本制度導入の可能性を吟味するよう提言していることが挙げられる。

(了)

⁹ 調査には民間調査会社も活用。

¹⁰ (1)Office interaction with the public, (2)internal Office processes, (3)examiner recruitment and retention, (4)prior art and searching, (5)examination practices, (6)enhancing the knowledge skills and abilities of participants, (7)examination timing options, (8)alternative forms of patents, (9)fees, (10)post issuance concerns

¹¹ (1)Improved Applicant Input & Inequitable Conduct Reform,(2)Revise Count System,(3)Revise Fee Structure and Deferred Examination,(4)Innovative Hiring & Retention Programs,(5)Enhanced Search Systems

¹² 長期間潜伏(long-latent application)した出願により、出願人が不利益を被らないような措置を講じた上。